

**令和7（2025）年度とちぎ職業人材カレッジ業種別企業説明会・交流会開催事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和7（2025）年4月
栃木県産業労働観光部労働政策課

1 事業の趣旨・目的

本県においては、県内外の若者等がとちぎで優れた技術・技能を身につけ、自らが望む仕事に就き、活躍できるよう、専門学校等人材育成機関への進学から就職までを一貫して支援する「とちぎ職業人材カレッジ」の事業を実施している。

本事業では、「とちぎ職業人材カレッジ」の機能の一つである就職支援の一環として、業種別の合同企業説明会及び交流会を開催し、専門性の高い企業情報を提供することで、専門学校生等の県内企業への就職を促進するとともに、ミスマッチを防ぎ、職場への定着を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7（2025）年度とちぎ職業人材カレッジ業種別企業説明会・交流会開催事業

(2) 業務内容

別紙「令和7（2025）年度とちぎ職業人材カレッジ業種別企業説明会・交流会開催事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日（火）まで

(4) 委託料上限額

4,603,692円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属

栃木県産業労働観光部労働政策課雇用対策担当

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

電話：028-623-3224 FAX：028-623-3225

電子メール：rousei@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること、又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (2) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立が行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党等を推薦し、支持し、若しくは反対する目的の団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- (7) 県税を滞納していないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	: 令和 7（2025）年 4 月 9 日（水）	
イ 実施内容等に関する質問受付期限	: 令和 7（2025）年 4 月 16 日（水）	午後 5 時必着
ウ 質問に対する回答	: 令和 7（2025）年 4 月 18 日（金）	予定
エ 参加表明書の提出期限	: 令和 7（2025）年 4 月 22 日（火）	午後 5 時必着
オ 企画提案書の提出期限	: 令和 7（2025）年 5 月 2 日（金）	午後 5 時必着
カ プロポーザル審査（書面）実施	: 令和 7（2025）年 5 月下旬	
キ 選定結果の通知・公表	: 令和 7（2025）年 5 月下旬	

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和 7（2025）年 4 月 9 日（水）～令和 7（2025）年 4 月 22 日（火）
- イ 配布場所：上記 2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

(3) 実施内容等に関する質疑及び回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）を電子メールにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和 7（2025）年 4 月 16 日（水） 午後 5 時必着
- イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和 7（2025）年 4 月 18 日（金） 予定
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書（別記様式 2）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ア 提出期限：令和 7（2025）年 4 月 22 日（火） 午後 5 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- イ 提出場所：2（5）

- ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7（2025）年 5 月 2 日（金）午後 5 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加者は、参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、2(5)宛てに持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

5 審査方法等（書面審査）

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書等について、評価基準に基づき、各選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価点の合計の平均点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ アが複数の場合は、委員長が決する者を契約候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、合計の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

エ 提案者が1者の場合も、ウと同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 各選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称及び選定理由について栃木県ホームページに公表する。

7 契約手続き

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(4) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 プロポーザルの変更等

令和7（2025）年度栃木県一般会計予算及び国の新しい地方経済・生活環境創生交付金に係る交付決定について、事業の経費が減額又は削除された場合には、本プロポーザルの変更等を行うことがある。